

# 令和3年8月27日発出の緊急事態宣言に伴う 定期券の払い戻しについて

宮城県を対象とする緊急事態宣言を受け、定期乗車券の払い戻しを受けられる場合については、特例により、以下のとおりお取扱いいたします。

## 対象

2021年8月27日～2021年9月12日の間の日を有効期間に含むすべての定期券（都心バス共通定期券を除く）

### （本取り扱いの対象）

- 緊急事態宣言を受けて上記の定期券が不要となり、払い戻しされるお客様

### （払い戻しの特例）

- 特例により2021年8月27日以降の最終使用日に払い戻しの申し出をされたものとみなして計算した額を払い戻します。
- 定期券1枚につき220円の手数料がかかります。

## 【ご注意】

- ① 窓口にお越しの際に定期券を使用されますと、その日が最終使用日となりますのでご注意ください。
- ② 新たな定期券を購入されると、旧定期券の情報が消去され、払い戻しができない場合があります。  
新たな定期券の購入の際には、事前に払い戻しをお申し出ください。
- ③ バス営業所・出張所では定期券の払い戻しを取り扱いしておりません。  
定期券発売所にお越しくください。

なお、払い戻しは、2022年9月13日までにお受けください。

仙台市交通局

2021.9.13